

## 日東整裁判その後

### 整備出身OB

今年3月11日に実施された第6回裁判以後、4月24日(第7回)、5月30日(第8回)の裁判が行われました。いずれも「弁論準備」として法廷ではなく裁判所の審問室で実施され、当事者による進行協議のため原則非公開であり傍聴はできませんでした。このため、この間に何が行われたのか「日東整争議を勝たせる会」に問い合わせをしました。概要は次のとおりです。

第7回裁判では立証計画の確認が行われた。

原告側の主張：証人として原告の2人とそれ以外に3人を考えている。

被告側の主張：2人の証人を考えている。原告側の証人を見てから対応を考える。原告側の立証計画にある不当労働行為に関する尋問は不要ではないか。

裁判長から、不当労働行為に関しても採用しないということではない、現時点で考えている証人を申請するよう促がされ、5月24日までに証人申請書を提出することを確認した。

第8回裁判では証人申請書の確認が行われた。

原告側から6人、被告側から2人の証人申請があり、それぞれの陳述書と意見書の提出が求められた。次回第9回裁判は8月23日に弁論準備として行われ、具体的証人が決定されることとなる。

現在、裁判はこのように進行しています。JAL不当解雇撤回裁判で稲盛会長(当時)の証人尋問が実現したように、どのような人が証人として採用されるのか大変興味深いところです。

また、この争議を支援しようと5月21日に大田区消費者生活センターにおいて決起集会が開催され、会場は各方面から190名の参加者でいっぱいになりました。

集会ではこの裁判の意義と争点について弁護団から報告がありました。

- ・日東整をどうするというJASの文書の中にJALの意向が入っている部分がある。
  - ・JASは日東整を含めた統合を求めたがJALが労務上の理由から日東整を排除している。
  - ・日東整の解散時にJALは13億円を拠出している。絶対に戻ってこないお金を更生手続き中に出している。このことはJALは余裕のあった倒産でもあり、13億円出しても日東整を排除しなかったということ。
  - ・事業譲渡の中で人だけを排除している。JALの直接解雇ではなく事業譲渡というハードルがあったが、不当労働行為は明らかで、親会社の責任を問う裁判であり、証人の採用が裁判の鍵を握っている
- と述べました。

この闘いは子会社で働く労働者を使い捨てにする大企業の横暴をゆるさない。日本航空の利益第一主義と労働組合を敵視する労務政策を改めさせ、安全運航と公共性を第一義とする経営施策への転換を求める。解雇自由の社会を許さず、働く者の雇用と権利を守る。

さらにJAL不当解雇撤回争議や契約制雇止争議、支援する労働組合や団体とも連帯し、より大きな運動で日航を包囲していく。親企業である日本航空の社会的責任を迫り解決への動きを作り出し、2名の不当解雇撤回と日航グループへの雇用を勝ち取るために全力で取り組む。集会ではこのことを参加者一同で確認しました。